

(4) 専門家による技術的サポートの実施

① 技術的サポート体制の検討

輸出産地等から聴取した内容を分析し、課題を解決するために適した専門家を選定する。また、選定した専門家と技術的サポートのサポート方針を協議した上で、現地関係者を含めた検討体制を構築する。

② サポート事業の実施

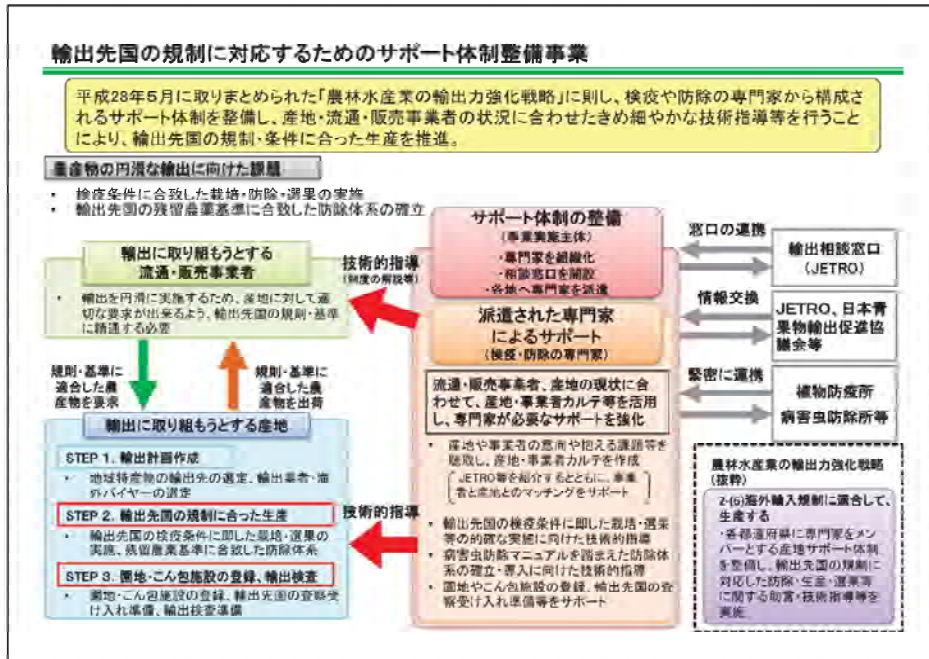
サポート方針に基づき、専門家を現地に派遣するなどにより、栽培体系、農作物の生育状況、病害虫の発生状況等、産地の実態に応じた継続的な技術的サポートを実施する。なお、専門家の派遣は、40産地程度を対象とする。また、技術的サポートを進めるに

当たっては、サポートを実施した専門家の氏名、サポート内容、進捗状況等を取りまとめて「産地・事業者カルテ」に記録する。

(5) その他

当該事業の開始に当たり、植物検疫、病害虫防除・栽培管理又は農薬の適正使用に係る有識者で構成される検討会を開催し、本事業の実施方針に係る助言を踏まえて実施する。

全植検協では、上記事業を本年4月から実施する予定にしている。については、関係各協会の皆様方に専門家として参加いただき、当該事業の推進に是非ともご協力をいただきたいと考えている。



農林水産省ホームページから

図6-2 全植検協通報第119号

平成29年 7月1日 第120号	全植検協通報	《 発行 》 一般社団法人全国植物検疫協会 東京都千代田区内神田 3-4-3 Tel 03 (5294) 1520
------------------------	---------------	--

輸出先国の規制に対応するためのサポート事業の相談窓口を設置

当協会では、農林水産省の委託を受けて本事業を実施しています。輸出に取り組もうとする産地や流通・販売事業者などのみなさんの要望に応じて、植物検疫や農薬残留等の専門家を派遣します。農産物の輸出を検討され、その手続き等でお困りのことがあれば、お気軽にご相談ください。

サポート事務局：一般社団法人全国植物検疫協会内

TEL 070-1187-1520 FAX 03-5294-1525

Email support@zenshoku-kyo.or.jp

URL <http://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

サポート事業の相談窓口は当協会の他、次の各地域にも相談窓口を設置しています。

ブロック名	相談窓口		連絡先
北海道地区	(一社) 釧路植物検疫協会内	釧路市	070-1495-7273
	小樽右狩植物検疫協会内	小樽市	070-1548-6147
	(一社) 室苫植物検疫協会内	苫小牧市	070-1359-2925
東北地区	酒田植物検疫協会内	酒田市	070-3176-8427
関東地区	(一社) 京葉地区植物検疫協会内	千葉市	070-1373-8077
北陸地区	伏木富山新港植物検疫協会内	高岡市	070-1461-5978
東海地区	東海地区植物検疫協会内	名古屋市	070-1502-9038
近畿地区	(一社) 神戸植物検疫協会内	神戸市	070-1186-2975
	和歌山植物輸出入検疫協会内	和歌山市	070-1403-9276
中国地区	(一社) 岡山県植物検疫協会内	倉敷市	070-1398-2762
	(一社) 広島県東部植物検疫協会内	福山市	070-1499-7759
	(一社) 広島植物検疫協会内	広島市	070-1434-4575
四国地区	(一社) 香川県植物検疫協会内	坂出市	070-1461-6169
	(一社) 高知県植物検疫協会内	高知市	070-1410-6814
九州地区	九州植物検疫協会内	北九州市	070-1452-6380
沖縄地区	沖縄植物検疫協会内	浦添市	070-1556-4312

図7 全植検協通報第120号

(4) 産地等の現状把握の実施

ア 輸出産地カルテの作成

サポート事務局は、農産物を輸出しようとする生産者や輸出事業者、流通業者から相談等があった場合、輸出に関する意向、現状、課題等を聴取し、輸出実現までの取り組みを記録するため輸出産地カルテを第1回有識者検討会での意見等を踏まえて作成した。

輸出産地カルテは、図8のとおり①相談者の所属、氏名、連絡先、②輸出を検討している農産物と輸出先国、③輸出先国の規制に関する情報収集の状況、④輸出計画の作成状況（輸出時期、数量等）、⑤国内外のパートナーの有無（産地、輸出業者、支援団体、バイヤー等）、⑥輸出に当たって、相談者が抱える課題、⑦専門家の対応等の各項目、⑧サポート事業の実施状況、⑨生産園地等の見取り図、⑩産地等における検討体制、⑪サポートの成果等、⑫産地・事業者等との打ち合わせ等の概要、⑬サポートに当たって配付・使用した資料、⑭相談者から提供された資料等について、専門家の技術的サポートを実施した際に記載できるように工夫した。

また、輸出産地カルテについては、他の目的での使用を禁じるなど個人情報の管理にも十分留意した。

イ 産地等の輸出に関する意向、現状、課題等の聴取

全国16カ所に設置した相談窓口は、産地等から輸出に関する相談、問い合わせ等があった場合、輸出の意向、現状、課題等前項の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。相談窓口が作成した輸出産地カルテについてはサポート事務局に速やかに提出させた。

サポート事務局においても、産地等から輸出に関する相談、問い合わせ等があった場合、輸出の意向、現状、課題等前項の①から⑥の内容を聴取し、その内容を輸出産地カルテに記録した。

各相談窓口及びサポート事務局には、農産物の輸出に関して、生産者、輸出事業者、流通業者、地方自治体、各種団体から多くの問合せや相談等が寄せられた。また、地方農政局等からサポート事務局を紹介された産地等もあった。

なお、相談窓口は輸出産地カルテの作成に当たり、必要に応じて当該相談者に

対し、相談内容を書面にして再確認を依頼する又は相談者から相談内容を記載した書面の提供を求めるなどにより、技術的サポートの実施に万全を期した。

産 地 ・ 事 業 者 カ ル テ

番号 作成年月日： 年 月 日

相談者		※主な生産物及び作付面積は、生産者（農家）の嗜好により記入	
区 分	生産者	輸出事業者	流通業者
所 属	その他（ ）		
住 所	氏 名	連絡先	
主な生産物及び作付面積（※）			
輸出を検討している農産物及び輸出先国		輸 出 先 画 名	
農 産 物 名			
輸 出 先 国			
の 検 疫 条 件 等			
輸出計画の作成状況			
輸 出 時 期	数 量		
輸 送 形 態	輸 出 予 定 港		
国内外のパートナーの有無			
産 地	輸 出 業 者		
運 送 業 者	支 援 団 体		
ハ イ ヤ ー	そ の 他		
輸出に当たって、相談者が抱える課題又は相談内容			
相談又は聴取内容に係る対応等			
作成者			
所 属	氏 名		
備 考	措 置		

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁ずるものとする。

産 地 ・ 事 業 者 カ ル テ
(サポート事業の実施状況)

番号

項目	サポート日	サポート者名	サポート内容	進捗状況	備考
植 物 検 疫 関 係					
病 害 虫 防 除 ， 裁 培 管 理 関 係					
農 薬 の 残 留 等 の 関 係					
備 考					

※ 当該事業において収集された個人情報については、当該事業の目的を達成するために利用するものとし、他の目的での使用を禁ずるものとする。

図 8 - 1 輸出産地カルテ